

イギリス青少年司法における付託命令 ：修復的司法と社会資源の活用

三宅孝之

はじめに

- 1 青少年犯罪者の処遇
 - (1) 青少年の年齢区分
 - (2) 青少年犯罪者の保護・刑事手続
 - (3) 青少年裁判所
 - (4) 青少年犯罪者の処遇
- 2 社会内処遇のなかの付託命令
 - (1) 法的根拠・制度
 - (2) 運用実態

おわりに

はじめに

少年の犯罪・非行問題への対応は、国連子ども（児童）の権利条約の1989年発効後、各国における批准、発効に伴い法制度上、変化がみられる。各国の同問題への対応は、国際的な条約上の子ども（少年）の「成長発達権」等を基礎とし、各国固有の歴史的背景、現場の課題に直面しながら、現代的な修正、変容過程にあるといえる。

イギリス（ここではイングランドおよびウェールズに限定。）は、刑事司法制度における「尊厳および尊重をもった扱い」、「子どもの最善の利益」（前文、8条）等を謳った子どもの権利条約の1991年批准、発効以来、国内的な法改正を経ながら今日に至っている。

本稿では、犯罪少年の処遇に限定して、司法制度のなかで、とりわけ少年

裁判手続のなかで、その特徴と注目すべき「付託命令 (Referral Order)」に焦点をあて、そこから示唆を得て、問題提起をしようとするものがある。

ところで、イギリスにおける今日までの少年犯罪の動向をみると、10歳から17歳までの青少年犯罪 (Youth crime) における、司法制度および施設収容初入者 (FTEs : First Time Entrants) は、2003/04 (会計) 年度の上昇期から、ピーク時の2006/07年度を経て、2014/15年度には同ピーク時の約80%までの減少を示すに至ったとされる⁽¹⁾。その背景には、成人を含む全犯罪件数の下降と青少年犯罪の減少が起りうる証拠等がありえた。その犯罪減少の背景的な広汎な社会政策的な転換をさせた証拠等といえるものは、第1に青少年の反社会的行動および犯罪 (薬物乱用、怠学等) に親和性をもつリスク要因の減少、第2に困難を抱えた家庭支援のための予防プログラムの導入 (確実なスタートをする家族関与プログラム等)、そして第3が青少年犯罪チーム (班) (YOTs : Young Offending Teams) と呼ばれる犯行のリスクがあると思料される青少年と協働した予防活動の取組みにあったとされる⁽²⁾。

この背景には、時間的には遡るが、皮肉にも労働党政権時代の転換した少年司法政策への厳罰主義があり、そしてその諸政策の産物の一面でもあったとすることもできる。1997年の総選挙によって誕生した労働党政権によっても齎された少年司法政策は、青少年パネル (少年聴聞制度) に見られるスコットランドにおける少年司法政策の採用の面もあった⁽³⁾。具体的には、1998年犯罪秩序違反法の成立に見られるように、脈絡は異なるが少年犯罪に対するタフな対応、寛容なしの政府の犯罪対策によって生じた積極的な少年司法施策の展開があったのである⁽⁴⁾。

ところで、少年犯罪者、少年非行者の処遇モデルを類型化したヘーツェル (Hazel) によれば、これまでの処遇類型は、①ヨーロッパ・日本の福祉モデル (Welfare Model)、②アメリカ合衆国の司法 (正義) モデル (Justice Model) 2大別されるとされてきた⁽⁵⁾。しかし、今日のイギリスの1998年犯罪秩序違反法の成立以降の少年犯罪処遇は「新矯正主義 (Neo-

Correctionalist)』と呼ばれる思考方式であり、これまでの類型のからすれば折衷的なものであるということができよう。すなわち、少年（Children）および両親の「責任」、より早期の介入・予防の必要性、被害者・処遇効果への焦点化を説く右派リアリズムの思潮からのものであるとされる⁽⁶⁾。

この1998年法以降のイギリス（イングランド）の青少年犯罪者の行動変容計画は、同法の立法根拠となった白書『容赦なし』（No Excuse）⁽⁷⁾の中心概念である3Rと呼ばれる、青少年犯罪者が被害者に修復を行うこと（Restoration）、②青少年犯罪者が法順守の地域社会へ債務を払う再統合を達成すること（Reintegration）、③犯罪行為の発生結果に対して青少年を含め関係者が再犯防止の責任をもつこと（Responsibility）の考え方を基にしており、また目的としたものである⁽⁸⁾。

以下では、そのなかでも象徴的な社会内処遇の刑事処分であり、今日では大半の少年犯罪者が最初に言い渡される頻度の高いことになっている付託命令につき、青少年犯罪者処遇の概観をしたうえで、社会内処遇としての一典型として見ることにする。

1 青少年犯罪者の処遇

（1）青少年の年齢区分

イギリスにおける刑事責任年齢は10歳であり、本稿で青少年は18歳未満、すなわち17歳の期間中までをいう。さらに、10歳以上14歳未満の者を児童（Child）とし、14歳以上18歳未満の者を若年者（young person）として区分している⁽⁹⁾。本稿では、この児童および若年者を併せて青少年（Youth）と呼称する（わが国では簡略に「少年」と訳しているものもある）。刑事未成年（犯罪）者（10歳未満）は、治安判事による家事裁判所（Family Court）の管轄であり、処遇等に関しては一般に地方自治体およびその他の福祉機関によって、種々の対応、処遇が取られる⁽¹⁰⁾。

＜青少年司法：中央政府と地方政府・自治体（当局）＞⁽¹¹⁾

ここで青少年犯罪問題に関する全国委員会および地方当局（イン格蘭

ド・ウェールズ)の位置についてふれておく。地方政府は、後述するように、付託命令の実施、処遇に関係して各種委員会組織への関与をすることになる。これに対し、青少年犯罪問題に関し総合的な政策、実施状況を検討するために設置されたのが非省庁の公益法人である「青少年司法委員会」(Youth Justice Board)である。

全体の刑事司法制度(システム)につき行政執行の監視と助言を行うのは、国務(司法)大臣が少年司法に造詣の深い者をもって構成員(11~12名)を任命し、中央に設置された青少年司法委員会である。この委員会は少年司法制度の運営および業務提供につき監視(モニター)する職務をもっており、また国務大臣に助言をすることができる。実際の青少年司法制度の業務実施、運用、とりわけ青少年処遇の現場は、地方機関(政府機関・地方自治体)であり、これに委ねられることになるが、これに関して「青少年業務の地域規程」(38条)を設けている。具体的にはその他関係機関とは同法41条10項にいう地方政府諸機関、首席警察官、警察当局(機関)、プロベーション委員会、保健当局(機関)である⁽¹²⁾。

(2) 青少年犯罪者の保護・刑事手続

青少年犯罪者の事件処理、処遇手続は、第1段階での事物管轄である略式裁判の治安裁判所において、犯罪事実の認定および被告人の罪状の認否、そして第2段階での青少年の被告人による罪状の認否を基にした裁判による事件処理の振分けに大別される。

この後者の第2段階の裁判所の手続は、治安判事裁判所による、①有罪否認事件の刑事裁判所(王立刑事裁判院、Crown Court)送致、②有罪認知事件の処遇選択がある。治安判事裁判所は、青少年には最高24月でそれ未満の拘禁訓練命令しか発せられない。治安判事裁判所は18歳以上の犯罪者が関与する事件を主として扱い、例外的に成人と共犯の未青年者を扱う。これに対し、成人の治安判事裁判所は、上限6か月の拘禁刑までを科せるのみである。刑事裁判所は、青少年犯罪者に有罪判決を言い渡す場合、2000年刑事裁

判所権限量刑法の90および91条により、期限を定めない（謀殺罪にのみ「女王の御意での間（During Her Majesty's pleasure）」＝不定期、最長無期）拘禁か、または21歳以上の者であれば14年以上の長期拘禁刑で処罰可能な犯罪や強制性交・暴行等の犯罪で訴追されていれば、その他の適切な処遇方法がないときには、その拘禁刑の上限刑期を超えない特定期間の拘禁を言い渡すことになる⁽¹³⁾。

（3）青少年裁判所

青少年裁判所（Youth Court）は、10歳から17歳までの青少年を管轄する第一審（審級）である治安判事裁判所（Magistrates' court）の同一審級の類型として理解されるものである。治安判事裁判所は、研修を受けた素人裁判官によって構成されるものであるが、このことから裁判所手続において職業裁判官によって構成される第二審である刑事裁判所（Crown court 刑事法院）のような、厳格な法的手続による形式性、公開裁判によらず、非形式的で非公開で、少年被告人である対象者を姓（ファミリーネーム）ではなく名（ファーストネーム）で呼ぶなど、裁判所の性格に工夫がある⁽¹⁴⁾。

青少年裁判所は、裁判所事務官、両当事者（検察官、被告人・弁護人）、青少年の両親および保護者（Guardians）で構成され、その他資格を認められた報道関係者が傍聴できる⁽¹⁵⁾。

青少年裁判所は、例外的には刑事裁判所に移送する（成人共犯事件、否認事件）が、それ以外は、自判する。その際、青少年裁判所は、宣告にあたり青少年の処遇に関する指導原理である次の点、①青少年司法制度の基本目的が青少年の犯罪予防にあること、②犯罪者の福祉を図ることにあることを考慮しなければならない。

（4）青少年犯罪者の処遇

青少年裁判所の治安判事の量刑ガイドラインでは、有罪の場合、処遇選択肢として、つぎの施設内処遇から社会内処遇までのものがある。

＜施設内処遇＞

- ①定期・不定期の拘禁（犯行時18歳未満は若年者収容施設）⁽¹⁶⁾
- ②拘禁訓練命令（Detention and training orders 閉鎖訓練命令）⁽¹⁷⁾

＜社会内処遇＞

1998年犯罪秩序違反法によれば、以下の通り。

- ③1000ポンド以下の罰金刑（ただし、14歳未満であれば上限250ポンド）
- ④青少年地域社会内命令（Youth community orders）⁽¹⁸⁾
- ⑤損害賠償命令（Reparation orders）⁽¹⁹⁾
- ⑥付託命令（後述）
- ⑦無条件・条件付釈放（Absolute and conditional discharge）
- ⑧補助命令（Ancillary orders）⁽²⁰⁾
- ⑨犯罪者の両親等委託（Binding over the offender's parents）⁽²¹⁾

2 社会内処遇のなかの付託命令

付託命令は、1999年青少年司法・刑事証拠法（Youth justice And Criminal Act 1999）1条によって施行され、2002年からイングランドおよびウェールズのイギリスにおいて試行実施後、全面施行された。横山潔は、この付託命令のもつ画期的な意味合いをもつことに注目し、「少年犯罪者委員会への付託命令は、『1997年白書』の提案した再犯予防措置に、さらに新たな一方策を追加した」としている⁽²²⁾。

付託命令は、青少年裁判所が、青少年犯罪者に対し最適な社会内処遇を選択し社会復帰できる最適な態勢を組むことを行うことを、地方自治体に主に委ねている、最も選択される象徴的な処遇方法なのである。同付託命令は、とりわけ、初犯で有罪となった10歳から17歳という青少年に対して頻繁に選択される。現在のイングランドの青少年犯罪者処遇の理念が強く反映されているものなのである。したがって、近時の青少年犯罪者の処遇傾向を象徴するものであるといつてよいであろう。このことは、2012年犯罪者法律扶助・宣告・処罰法（Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders

Act 2012) によって、付託命令の再犯者への適用拡大と順守事項違反者への再適用に表れている。そこには、前述したように、イギリスが青少年犯罪に対する 3 R (Responsibility 責任、Reparation 償い、Restoration 修復)、なかでも 3 番目の修復的アプローチを濃厚に出しているところに特徴があった。

成長過程にある青少年の自己の犯罪による社会的逸脱・侵害行為の直視・謝罪、被害の修復、社会・被害者への償い・被害回復による社会的成長、成人市民への成長を志向するものである。2000年刑事裁判所権限（量刑）法（Powers of the Criminal Courts (Sentencing) Act2000）は、有罪を認めた青少年に対して付託命令を発する主要目的が、再犯防止と地域社会の脈絡内での修復的司法のアプローチを提供することにあるとする（同法16条～32条）。このことから、付託命令が必要的に言い渡されるのは、①（10-17歳の）被告人が犯行・関連犯行につき有罪を認めて、②裁判所に付託（命令の採用）を行なえ、③犯行が拘禁刑で処罰でき、④犯罪者が以前に犯行で有罪となっていないことが充たされるときである。⁽²³⁾

（1）法的根拠・制度

青少年裁判所は、有罪を認めた初犯者、さらには法改正により一定の条件で有罪を認めた再犯者についても対象範囲を拡大させ、犯行が身柄拘束を伴う刑（拘束刑 custodial sentence）を処遇選択する程度の重大な犯罪でない場合に、この付託命令を言い渡す。この付託命令は「付託」に示されるように、最適の処遇を目指して裁判所（司法。青少年裁判所または治安判事裁判所）が地方自治体の処遇のために組織された機関（行政）に青少年犯罪者の処遇決定、処遇の実施を付託し委ねるものである。

2000年刑事裁判所権限（量刑）法によって初犯者等を「**青少年犯罪者パネル**（Youth Offender Panel）」に付託することが可能となったのである（21条）⁽²⁴⁾。

付託命令が言い渡されるには、18歳未満の青少年であることの他に、裁判所が、①当該犯罪での有罪を認めていること、②国内裁判で一定犯罪での有

罪歴のないこと、③国内一定地方で治安維持か善行保持による刑事手続での訴追を受けていなければ、**必要的に**付託命令となる。さらに、裁判所は、**裁量的に**、①今次犯行およびその他一個以上の関連犯罪があつての処遇であること、②同犯行の少なくとも1個につき有罪を認めるものの他方で少なくとも1個の犯行につき無罪を主張していること、③今次犯行以外には国内で裁判所により有罪判決を受けていないこと、④国内一定地方で治安維持か善行保持による刑事手続での訴追を受けていなければ、付託命令を言い渡す（17条）⁽²⁵⁾。

付託命令には同命令の執行に責任を負う青少年犯罪チームの特定、青少年犯罪者パネルの会合への出席義務、犯罪者と同パネルとの**契約効力期間**（3月以上、12月以内）の特定がある（18条1項c）。複数犯罪で同時進行することになる現執行中の付託命令の場合との期間は、併合しても12月を超えてはならない（同条6項）

＜補・裁判所による関連命令＞

裁判所は、青少年パネルの会合への出席を義務付ける命令を合理性があれば適切な人物（1人）に、または複数の人物がいればその中の1人か複数名に発することができる（20条1、3項）。その際、裁判所は、青少年犯罪者が16歳未満であれば、適切な人物の必要的なパネル出席および1989年児童法上の関係する地方当局（自治体）の代表者および親または保護者を出席させる権限を行使する（同条2、4、6項）。

〔1〕 契約の意義

第1回の青少年犯罪者と（青少年犯罪者）パネルとの会合で、パネルは同犯罪者間で「犯罪者による再犯の防止が目的（または主要目的）である行動（変容）プログラムに関し同犯罪者と合意に到達するように努めるものとす」（23条1項）。

では、再犯防止プログラムとは、どのようなものが想定されているのだろうか。それらには、①犯罪被害者への財産他の賠償、②犯罪者の被害者他との調停（和解mediation）、③地域社会での無償労働・奉仕作業、④プログ

ラムに指定され特定された回数の在宅、⑤学校、教育施設、作業所への出向、⑥（アルコール・薬物乱用、依存からの更生支援・訓練・教育、犯罪行動変容が企図された）特定活動への参加、⑦プログラムに特定指定された回数、場所への出向参加、⑧特定された場所ないし人物からの離反、⑨プログラムの順守を可能にする指導、記録援助、などである⁽²⁶⁾。

この契約という、パネルと犯罪者の当事者間の平等な関係を擬制的にせよ取って、処遇効果を上げようとする点に注目したい。契約の形態をとることによって、犯罪者の主体性を引き出し、契約履行のための信義誠実の原則といった青少年をひとりの人格として扱う考え方に特徴があるといえよう、これは手続的正義ともいわれるものである。

イギリスにおいてはプロベーション、かつての社会奉仕命令あっても対象者の処遇への「同意」を要件化していたのであるが、この流れに沿うものである。イギリスの場合、伝統的にプロベーションには対象者の「同意」を前提としていたが、この流れを組むものであり、わが国の保護観察のあり方ともかかわって留意しておくべき事柄である。

したがって、パネルと青少年犯罪者との間で「契約の不成立」もありうる。この場合、①初回会合を終了させ行動（変容）プログラムの実施に入らないとする、②更なるパネルとの会合の開催を再開する（25条1項）。その他、パネルとの合意点は一旦はあったものの、①犯罪者が契約プログラム記録に署名をせず合意に達しないで、かつ②そのことがパネル側から見て不合理と思料される場合には、パネルは犯罪者との会合を終了し、犯罪者を当該裁判所に戻し付託することになる（25条）。

〔2〕青少年犯罪者パネル

青少年犯罪者パネルは、地方自治体である県・地域カウンスル（議会）が設置する。

その際、同パネルと被告人・青少年犯罪者は同意に基づく「契約（youth offender contract）」を結ぶことになる。裁判所は、付託命令を言い渡す場合、同命令のもつ効果、同契約が履行されなかったとき、または（青少年）

犯罪者が契約期間に何らかの違反があったときの諸帰結について、同人に日常の言葉で説諭することになる（18条3項）。

青少年犯罪者パネルは、国務大臣により時宜に応じて発せられる要綱（ガイドランス）に沿って、構成、進行手続、諸機能を解除することができる（21条2項）。

契約履行期間の満了の場合、それより前に後掲青少年犯罪チームはパネル「最終会合」を配備するに当たり、①契約期間の日付での履行程度の審査、②同審査に照らし満了日までに満足のゆく契約完全履行の有無の判断決定をし、この決定の確認書を犯罪者に賦与する（27条2項）。このパネルの決定は、付託命令の（満了）解除の効果がある（同条3項）。

（契約不履行の場合の対応措置） 契約期間内の履行ができなければ、パネルは付託命令犯罪者（対象者）を当該裁判所に戻し付託することになる（同条4項）。しかし、2008年の法改正で、裁判所は付託命令の取消しをするか、または3か月以下の期間付託命令を延長する権限をもつことになった⁽²⁷⁾。

〔3〕青少年犯罪チーム（班）（YOT）

付託命令には、命令の執行組織である青少年犯罪チームについて記載があり、同チームは職務として、①犯罪者用の青少年犯罪者パネルの設置、②「（青少年犯罪者）契約」履行のための初回開催の配備、③同契約の合意不成立の際のその後の開催の配備を行う（21条1項）。具体的な青少年処遇の担当グループが、「青少年犯罪チーム（班）」（Youth Offending Team）なのである（18条1項）。同チームは、付託命令の完遂に向けて、国務大臣によって適宜発せられる要領（ガイドランス）に沿って活動する（29条3項）。

（2）運用実態

司法部および青少年司法委員会が発行した『付託命令要領』は、付託命令の立法経緯、付託命令実施過程、若年犯罪者パネルの構成、フローチャート、青少年犯罪チームの役割、地域のパネル構成員の採用・訓練・支援、被

害者への関与、犯罪者の評価、初回のパネル会合進行状況検討会議、再犯、最終会合、付録末尾の書式等、項目が多岐にわたっている。これは付託命令への関与者が多様な民間人の参加を前提に作成されたことを示すものでもあり、種々の関係書式も網羅されており、実務的テキストともいえるべきものである⁽²⁸⁾。

これに沿って、実務面での運用状況に若干触れておこう。

付託命令の立法の主要目的は、「青少年が再犯するのを防止し、地域社会の中で修復的司法アプローチを提供すること」にあると立法の文言を踏まえる⁽²⁹⁾。付託命令は、裁判所から青少年犯罪者パネルに付託があるとき、発令日から20日就業日以内に初回の青少年犯罪者パネルの会合が開催されるべきとする。パネルは、青少年犯罪者、両親、ケアラーの出席が求められるが、被害者は必ずしも初回からの参加は必要なく、また被害者が常に確認できるものでもなく参加を望むものではないとする⁽³⁰⁾。

付託命令は、3種の裁判所、すなわち 青少年（＝治安判事）裁判所、成人治安裁判所、控訴段階での刑事裁判所で言い渡すことができることを明示する⁽³¹⁾。

（青少年犯罪チーム）青少年犯罪チームのマネージャーは、チームの法的義務のある役割を担う責任を負っている。同チームメンバーの職務には、①付託命令コーディネーター、青少年犯罪者パネルのアドバイザー、ボランティアの同地域パネルメンバーを採用、訓練、評価、支援すること、②犯罪者の評価および同パネルに対するレポート作成、③インフォームドコンセントを得てリスク評価に基づいての参加機会の申出による犠牲者への関与、④同パネルへの出席、助言、⑤同パネルの決定後の裁判所再付託に至ることを含む契約犯罪者の履行状況の観察、⑥青少年司法執行枠組みに必要な統計・その他情報収集、⑦刑宣告者（裁判官）との定期連携による協議、パネル契約・ケース顛末に関する情報交換・フィードバック、等があるとされる⁽³²⁾。

（青少年犯罪者パネル）このパネルメンバーは、「地方の地域共同体の代表であり採用面で全く制限はない」⁽³³⁾とされ、選考基準は専門資格よりも

人格的な高さ・資質のある者に基づくとされ、社会資源の活用が図られている。パネルメンバーとして採用されるに伴い、適切なスキルを身に付けるための一貫した必須の養成研修が実施される。採用の年齢制限があり18歳以上とされる⁽³⁴⁾。パネルの会合は、夕方または週末の、アクセス容易な場所での開催が予定されている。これは、犯罪者、同家族、パネルメンバーおよび被害者の日中の仕事・学業・拘束で出席ができなくなることを避けるためである。同パネル会場を選定する青少年犯罪チームは、被害者との接触場所は安全面を考慮しつつ、警察署、チーム所在建物とかでなく、被害者のニーズと好みを考え、地域内のスポーツ・レジャーセンターとかも考えられるとの配慮をしている⁽³⁵⁾。

(契約内容) 付託命令の2つの核心的要素は、①被害者・広汎な地域社会(一方か両方)への賠償(reparation)、②青少年犯罪チームが提供または組織化した、再犯と親和性がありそうな要素に向けられた「介入プログラム」となっている⁽³⁶⁾。被害者への賠償内容は、初回のパネル会合で、被害者の意向に沿って、比例性を考慮しつつ、実際的な償い、例えば被害への金銭賠償を含め、口頭・書面での謝罪を含むものとする⁽³⁷⁾。地域社会への賠償活動は、犯行の及ぼした衝撃(インパクト)に応じて決まるとする⁽³⁸⁾。

おわりに

本稿では、まず青少年犯罪の刑事司法的な扱いを見てきた。1991年刑事裁判法が成立し、少年事件を民事手続と刑事手続とに区別し、今日では少年問題・事件を扱う裁判所は、民事事件の審判をするあらた家事裁判所と刑事事件を裁判する青少年裁判所に分離されたものであった⁽³⁹⁾。

ところで、少年問題・事件は、社会問題であることから、この問題はその社会的関係をもった性質に沿って、つまりは国家の規範的逸脱評価を伴いながら捉えることが必要となる。さらに、国際的な子どもの権利条約が効力をもつ今日では、子どもの成長発達権のもつ意味を深化させる必要がある。いわば個人の成長発達は自由権の深化としての、すなわち成長過程にある個人

の人権の保障とその社会的保障が問われているのであって、犯罪・非行という人生の躰きのエピソードの存在・発生によって剥奪・喪失されるものではないということになる。

その市民的成長発達権を享受し、成長する市民としての社会的存在を十全なものにするには、成長過程にある自身、通常存在する両親・代替する保護者（ガーディアン）、法的支援者（アドボケート）が一体となることが重要であり、それを子どもの自己責任、置かれた家庭の「家庭・親自体の（自己）責任」に解消してはならないであろう。

この点でも、社会的存在としての子どもという観点が重要であるといえよう。

イギリスの裁判所は少年（child）をトラブルから守るために両親に対して監護命令（parenting order）を発することができる。委員会（バラ、council）は、両親が支援申出をしておらず、かつ委員会が少年を扱っている状況があり、両親が上手く関わる方法について勧告するだけである。少年が頻繁にトラブルで警察に厄介になったり、犯罪で有罪となったり、定期的に通学しない場合に、両親に責任をもたせることができるものである。裁判所が監護命令を発すると、特定期間 監護支援ワーカーと出廷するアポイントメントをとることが義務付けられる。監護支援ワーカーは両親の生活・仕事につき変更を望むことにつき確認を求められ、子どもに関する質問を受け、子どもの生活面をどのように変更しようとしているのかを質される。両親は監護支援ワーカーの支援を受け両親が確認した目標への到達計画への同意が求められる。その際、監護スキル、子どもの行動への対応、青年期の欲求への高コア的な対応、家庭団らんを子どもに確実に身に付けさせること、学校に定期登校させることの援助をする。命令には、子どもを確実に登校させることなど、命令に12月内の諸条件（順守事項）が付される。命令の条件違反、不履行がある場合、委員会は両親を裁判所に再出廷させ、罰金、社会内命令、条件付・無条件釈放等を科す。監護命令は、犯罪歴にはならないが、命令の不履行がある場合には、罰金、社会内刑といった有罪判決に付され

る⁽⁴⁰⁾。

このように、イギリスの少年問題・事件は、民事家事事件である家事裁判所による関わりと少年刑事事件としての青少年裁判所との同時進行する両輪としての扱いを進めているといえる。このなかにあつて、青少年裁判所における専ら初犯者向けの付託命令は、第1段階として裁判所という司法において犯罪行為の認定機能である有罪認定をもとに、被告人である青年犯罪者の主体性を引き出す命令として機能させ、そして第2段階として行政的な処遇最終決定機関といえる青少年犯罪者パネルとの「契約」および処遇実施チームである青少年犯罪チームによる具体的で効果的な修復的な償い(Reparation)、修復(Restoration)、責任(Responsibility)といった3R主義ともいえる処遇を行ない社会に再統合(Reintegration)させようとするものであつた。

この修復命令の制度の現状について、修復的司法を構成するとするには、ガイダンスを含め混乱が見られるとする見解もある⁽⁴¹⁾。

いずれにせよ、イギリスにおける付託命令は処遇決定機関であるパネルと処遇対象者である専ら初犯者の青少年犯罪者とが「契約」を結び、青少年犯罪チームの一定の「指導監督」よりも「補導援護」的機能に依拠しながら、青少年犯罪者の主体的な償いと自己変容プログラムの受容とによって更生(社会復帰)を志向するものであるということができよう⁽⁴²⁾。

註

- (1) 2006/07年度の施設初入者は11万784人で以降、年々下降し、2014/15年度には2万544人であった。A. Sutherland, E. Disley J. Cattell and S. Bauchowitz, *An Analysis of Trends in First Time Entrants to the Youth Justice System*, Ministry of Justice Analytical Series 2017, Ministry of Justice, pp.64.
<http://www.justice.gov.uk/publications/research-and-analysis/moi>, at 1., Figure 2.1 at 6.
- (2) *Ibid.* at 2. <https://www.gov.uk/government/publications/young-offenders-referral-orders>. Accessed 24 12, 2017.
- (3) スコットランドの少年司法につき、拙稿①「イギリスの少年司法の動き」 団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治他「改正」少年法を批判する（日本評論社、2000年）235-238頁参照、拙稿②「スコットランドにおける少年司法」 島大法学43巻4号（2000年）1頁以下。
- (4) 1998年犯罪および秩序違反法につき、木村裕三「イギリス少年司法における司法と福祉」 刑法雑誌39巻1号（1999年）127頁以下。横山 潔・黒沢美絵「特集 イギリスの刑事司法」 外国の立法205号（2000年）134頁以下、横山 潔・イギリス少年刑事司法（成文堂、2006年）62-81頁、守山 正「イギリス労働党の少年司法政策 - 1998年犯罪・秩序法を中心に -」 宮澤浩一先生古稀記念論文集第3巻（成文堂、2000年）387頁以下参照。
- (5) Ian Blakeman, *The Youth Justice System of England and Wales*, in UNAFEI, *Resource National Series No 78*, at 87, Sep., 2009. Neal Hazel, *Cross-National Comparison Of Youth Justice*, 2008, Youth Justice Board. pp.77. at 6. <http://www.yjb.gov.uk>. ヘーツェルによれば、福祉的型モデル（アプローチ）は、パターナリズムと保護を強調し、形式的正義・処罰よりも治療（的処遇）に帰することになる。これに対し、司法モデルは裁判上の権利、犯罪に対する責任（アカウントビリティ）の考えを強調するものである。At 23. なお、ヘーツェルは論文発表時2008年における日本の少年犯罪者・非行者の処遇モデルを福祉モデルとしたのであるが、その後の少年法改正によって刑罰化、重大事犯での原則逆送、刑事処分化の法改正はあり変容を遂げているものの、基本的な少年法の構造に根本的修正があったとはいえないので、このヘーツェルの日本の処遇類型を福祉モデルとすることは妥当であろう。日本の一連の少年法改正につき、三宅孝之・キンリン・岡崎真由子「ミャンマーにおける少年司法制度」 島大法学59巻2・3号（2016年）41頁（岡崎執筆）参照。このヘーツェル分析による少年犯罪の処遇モデルの類型化は、先行研究であるカバディノおよびディグナンの類型を基本踏襲したものである。第3類型には多様なものがある。それらには、スコットランドの刑事

手続からのダイバージョン、非施設化、地域での代替という最小限介入型、さらにはニュージーランドのような修復的司法である責任（アカウントビリティ）再統合、修復、被害者との和解、ダイバージョン、非施設化という左派リアリズムからのものなどである。*Ibid.* M.Cavadino and P.Dignan, *Penal Systems:A Comparative Approach*, Sage 2006, at 201.

- (6) 精神科領域からではあるが、第3類型として、エビデンスに基づく治療的介入（Therapeutic Intervention）哲学が再犯防止の多大な防止に親和性があるとす。S. Young B. Greer and R. Church, *Juvenile Delinquency,Welfare Justice and Therapeutic Interventions: A Global Perspective*, in *BJPsych Bull*, 2017,41 (1), at 21-29.
- (7) Home Office, *No More Excuse : A new approach to tackling youth crime in England and Wales*, Home Office, S.O,1997.
- (8) 拙稿、前掲注3論文①234頁、守山、前掲注4論文、387頁参照。なお、付託命令手続は、青少年犯罪者に対して拘禁とか刑罰による抑止ではなく、犯罪行動の諸結果を直視し、修復を行わせ、順法社会（コミュニティ）に再編入させることにある「修復的、手続的司法」として取らえる考え方があるが、同旨である。Lauren Margaret Iona Lacey, *Youth Justice in England and Wales: Exploring young offenders' perceptions of restorative and procedural justice in the referral order process*, MPhil/PhD degree thesis submitted to the Department of Social Policy at LSE (London School of Economics) ,pp.271, at 3, 18 .August 2012.
- (9) Criminal Justice Act 1991 (c. 53) ,ss.52,53,68,Schedule 8. 成人のうち、18歳から21歳までは若年成人（Young Adult, young offenders）とされ、成人用の拘禁刑執行の刑務所とは異なる若年犯罪者施設収容となる。*Id.*,s.43. 少年司法における年齢区分につき、高橋有紀「英国における刑事・少年司法の年齢設定」山口直也編著・子どもの法定年齢の比較法研究（成文堂、2017年）129頁以下。
- (10) 2013年犯罪・裁判所法（Crime and Courts Act 2013）の施行によって、従来の家事手続裁判所（Family Proceedings Court）を統合した単一の家事裁判所（Family Court）が、1989年児童法（Children Act 1989）以来の事物管轄を引き継ぎ公法・私法関係事案など家事一般を扱うことになった。
- (11) Crime and Disorder Act 1998,ss37-41.1998年法第3章。YJB41条 Local Government Association 各文献あり。1998年犯罪秩序維持法41条に青少年司法委員会の設置基準がある。同法40条で青少年司法計画に地方政府が関係する。また青少年犯行班（犯罪対応班）の設置が39条にある。横山 潔、「イギリスの刑事司法—1990年代の動向—」外国の立法205号（2000年）、169-171頁。
- (12) *Ibid.* 青少年司法委員会の委員は、地方の同委員会委員長（Charlie

Taylor)、青少年司法関係業務関係者、警察・司法・教育・保健分野関係者、ボランティア分野関係者であり、2017年9月時点で12名であった。<http://www.gov.uk/government/organisation/youth-justice-board-for-england-and-wales>この青少年司法委員会は、2007年政府組織改編以降、司法省 (Ministry of Justice) および児童家庭局 (Department for Children Schools and Families. DCSF) が共同責任を負う形態で青少年司法政策の推進と後援を行なっている。両政府組織に対応して青少年司法共同班 (Joint Youth Justice Unit) が設置され、①犯罪とその危険、青少年に関連する法・政策の展開により公衆の保護に寄与すること、および②刑事司法システムに関係する青少年が健康で、安全に在所し、生活を享受し、積極的な貢献をし、経済生活が達成できることを確実にすることを目的としている。

- (13) Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000, ss.90,91 (1) - (3). この場合、青少年犯罪者の処遇選択において、応報・抑止的要請のみならず社会復帰面にも特別な関心が払われている。このことから、内務大臣が青年犯罪者の適切な収容施設とその条件については関与し指示できる。*Id.*,s.92. Cf. I.Blakeman, *op. cit.* note 5, at 83-4.収容施設も、最初は保安少年ホーム、その後保安訓練センター、若年成人施設、成人刑事施設へと、一定の処遇経過後に移送があり、大半のケース (終身刑を除く) では仮退院・釈放許可 (条件付か無条件) が刑期の中間 (2分の1経過) 時点であり、その後在宅監視に付せられ、同許可は刑期満了まで続行する。*Id.*
- (14) 被害者は法廷に出て手続進行を傍聴しようとするときには、その申出が青少年裁判所へ必要とされる。
- (15) 報道関係者は、傍聴はできても、被告人 (青少年) および裁判手続に関与した者の氏名、住所、学校名ないし特定類推事項の秘匿義務がある。また裁判手続に関与した青少年被告人を含む写真は公表が認められていない。
- (16) この拘禁 (custody) の意味は、収容施設先との関係で「拘禁刑」に限定されない多様な施設収容による拘束を意味している。
- (17) 「12歳以上15歳未満の者が3回以上の拘禁刑に処することができる罪により有罪宣告され、今回または前回において『1969年児童及び少年法』に基づく指導監督命令に違反したことが裁判所によって認定されたか、指導監督命令に服していた期間中に犯した罪により有罪宣告された場合に命ぜられる」。執行は拘禁収容センターで行われ、その期間は6月以上2年以下で、実収容の期間は同命令の定める期間の2分の1で、残余の2分の1期間は指導監督命令の下におかれる (2条)。1994年法1-2条。横山潔、前掲注 (10) 論文、5頁。この指導監督命令は、社会内処遇を担うプロベーションオフィサー (保護観察官)、

ソーシャルワーカー、国務大臣の指名するその他の者によって構成される態勢が組み立てられる（3条）。対象者である青少年は、遵守事項に沿って同命令を履行する。遵守事項違反や再犯があれば、治安判事は青少年裁判所への召喚状と関係裁判所への引致する逮捕状を発する。遵守事項の違反があれば、拘禁収容センターに戻し収容となるか、レベル3（1000ポンド）以下の罰金刑に処す（4条）。横山、同頁。

- (18) この地域社会内命令は、つぎの8命令の総称である。すなわち、①（電子監視付）夜間外出禁止命令（curfew order）、②地域更生命令（community rehabilitation order 地域社会復帰命令）、③社会内処罰命令、④社会内処罰・更生命令、⑤薬物依存・検査治療命令、⑥センター出頭命令、⑦監督命令、⑧行動計画命令（3か月）。2000年刑事裁判所権限（量刑）法33条参照。伝統的なプロベーション（保護観察）命令、社会奉仕命令等も存在したが、名称、形態に変化が歴史的に生じている。Powers of Criminal Courts（Sentencing）Act 2000,s.33.
- (19) 青少年に金銭の支払いを求めるものであるが、16歳未満の少年の場合には親または保護者に支払い義務があり、16・17歳の青少年には、親または保護者に支払わせることもできる。治安判事裁判所での損害賠償額の上限は5000ポンドである。Powers of Criminal Courts（Sentencing）Act 2000,ss.131,137. その際、裁判所は財務状況命令（financial circumstances orders）により財務状況を陳述させ把握することもできる（同法126条）。
- (20) 反社会的行動命令、動物飼主資格剥奪命令、盗品損害賠償命令、人身傷害の損害賠償命令の刑事・民事的なもの他、前述の本文中の社会内処遇の⑤、⑨なども含めることができる。
- (21) 青少年が犯罪で有罪となった場合、裁判所は親または保護者が少年に適切なケアおよび適切な監護を行うことを約束させることである。両親または保護者は両親委託に同意しなければならないが、裁判所は彼らが同意を拒否することに合理性がないと判断すると、上限1000ポンドの罰金を科すことができる。その際、同委託は青少年裁判所が言い渡す社会内刑を青少年が確実に履行することを条件に入れることができる。委託期間は18歳に達する前までで、3年以下の期間であり、また16歳未満の青少年には再犯防止が求められている場合にのみ言い渡される。
- (22) 横山 潔・イギリス少年刑事司法（成文堂、2006年）180頁、同「イギリス『1999年少年司法及び刑事証拠法』解説」外国の立法206号（2001年）1頁。
- (23) 逆に、付託命令の言渡しができない事案としては、①刑が法定されているとき、②犯行が重大で裁判所は拘禁（拘束）刑を科そうと提案しているとき（謀

殺罪では刑が固定)、③裁判所が(精神保健法による)病院収容命令を提案しようとしているとき、④犯行が比較的軽微で、裁判所が無条件・条件付釈放を考慮しているとき、である(同法16条1項)。

(24) 同法16、21条。青少年犯罪者パネルは、後述の青少年犯罪チームにより任命された同チーム構成員から1名、同チーム構成員でない者2名の3名構成である(21条3項)。

(25) 国内の一定地方とは、スコットランドを除くイングランド、ウエールズ、北アイルランドである。17条1項c、2項d。

(26) 同法23条2項。このプログラムには、犯罪者に電子監視装置を付したり、行動を物理的に制限することを課してはならないとされる(同23条3項)。横山、前掲注(21)、前掲書184頁、前掲論文3頁。

(27) New Clause 4-Referral orders: power to revoke a referral order, Orders of the Day-in the House of Commons at 5:30 pm on 9th January 2008 (/debates/?d=2008-01-09). HC Deb, 9 January 2008, c409., Sylvia Heal (Deputy Speaker), New clause 10-Extension of referral order-. Criminal Justice and Immigration Act 2008 (c.4) s.36 power to revoke a referral order; Referrals back to court in the Interests of Justice. 命令履行延長を「正義の利益(interests of justice. 正義の旨)による」場合にも、全期間は12月内である。Id., 10 of Schedule 1.

(28) Ministry of Justice & Youth Justice Board, *Referral Order Guidance*, pp.111, revised Dec. 2012 (hereafter cite as "ROG 2012 ed.")

http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/310734/referral-order-guidance.pdf.

(29) (30) *Id.*, at 8. (31) *Id.*, at 12. (32) *Id.*, at 17. (33) *Id.*, at 19, para.5.1. (34) *Id.*, at 17, 20.

(35) *Id.*, at 34, para 8.10. パネル参加者の特性(障害、英会話不能等)を配慮し公平な機会保障をしたものであることが記されている。*Id.*, para.8.11.

(36) *Id.*, at 36, para 8.18. 契約は、学業・就業面、宗教儀式に配慮し妨げない配慮をする。*Id.*, para 8.19.

(37) *Id.*, at 37, para 8.21.

(38) *Id.*, at 38, para 8.26. 具体的には、ごみ捨て、落書き、破壊行為の体を使った清掃・片付け、障害・高齢者援助、犯行のリスクのある青少年への声かけ防止援助などである。付託命令時間と賠償活動時間の対応は、3~4月までの付託命令は3~9時間の賠償活動となる(5~7月は10~19時間、8~9月は20~29時間に対応)。なお、高い時間数の16~17歳のケースでは地域社会内命令に対応

すべきとする。 *Id.*, para 8.28.

(39) 木村裕三「イギリス少年司法における司法と福祉」刑法雑誌39巻1号(1999年)133頁、大寄康弘「我が国における少年司法制度の現状と少年法適用年齢の引下げに関する課題」レファレンス801号(2017年)23頁。

(40) Cf. Barnsley Metropolitan Borough Council, *Parenting orders*, 2017, pp.2.

(41) HM Inspectorate of Probation, *Referral Orders- Do They Achieve Their Potential ? An Inspection by HM Inspectorate of Probation*, Jul.2016, pp.58, at 45, para.8.

<http://www.justiceinspectrates.gov.uk/hmiprobation>

(42) イギリスのプロベーションへのかつての同意原則は、1997年犯罪(量刑)法によって廃止されたと言ってよい。この経緯につき、つぎの論文が詳しい。P.Raynor, Consent to Probation in England and Wales :How it was Abolished, and Why it Matters, *European Journal of Probation*,6(3),296-307. <http://dx.doi.org/10.1177/2066220314549530>